第２次鹿屋市男女共同参画基本計画

鹿屋市男女共同参画実施計画
令和元年度実績報告

一人ひとりが　支え合い　認め合い　笑顔あふれるまち　かのや

令和２年 12 月

鹿　屋　市

はじめに

男女共同参画社会基本法において、男女共同参画社会の実現を 21 世紀の我が国の最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策を図っていくことが重要であるとされています。

鹿屋市は、平成 28 年に鹿屋市男女共同参画推進条例の施行、平成 31 年３月に「第２次鹿屋市男女共同参画基本計画」を策定し、男女共同参画社会の実現に向けた諸施策の推進に取り組んでいます。

このたび、基本計画の具体的施策の推進に資する各課の事業や取組について、男女共同参画の視点を踏まえ、実施状況についての評価を行いました。

１　第２次鹿屋市男女共同参画基本計画　体系表

めざす姿『一人ひとりが支えあい　認め合い　笑顔あふれるまち　かのや』

【重点目標】　【施策の方向】　【具体的施策】

【参画しやすい環境づくり】

Ⅰ あらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

- １ あらゆる場における男女の参画推進
  - １ 家庭生活における男女共同参画の推進
  - ２ 地域における男女共同参画の推進
  - ３ 市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進
- ２ 政策・方針決定過程への女性の参画拡大
  - １ 市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
  - ２ 雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
  - ３ 女性の人材育成とキャリア形成支援
- ３ 男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
  - １ 男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
  - ２ 多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
  - ３ 多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援
- ４ 職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援
  - １ 企業等における男性中心型労働慣行の見直し
  - ２ 農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
  - ３ 女性の就業・起業等多様な働き方への支援

【安心できる社会づくり】

Ⅱ男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

- 1 性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶
  - 1 暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
  - 2 若年層からの予防啓発の推進
  - 3 被害者が安心して相談できる体制づくり
  - 4 被害者の安全確保と自立の支援
- 2 生涯を通じた男女の健康への支援
  - 1 生涯を通じた心身の健康支援
  - 2 性を理解・尊重するための教育・学習の推進
  - 3 安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進
- 3 生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備
  - 1 生活上の困難に直面する女性等への支援
  - 2 高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援
  - 3 複合的に困難な状況に置かれている人々への対
- 4 防災の分野における男女共同参画の推進
  - 1 防災・復興体制への女性の参画拡大
  - 2 男女共同参画の視点に立った地域防災の推進

【人権に配慮する人づくり】

Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

- 1 固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善
  - 1 男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
  - 2 固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直し
- 2 男女共同参画に関する教育・学習の推進
  - 1 学校における教育・学習の推進
  - 2 家庭・職場・地域における理解の促進

2　評価について

実施事業の実績を評価するものでなく、各課における推進事業の立案や実施の段階で、男女共同参画の視点で行えたかを４段階で評価した。

事業評価の指標

Ａ：　男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（８割以上）
Ｂ：　どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できた。（5～8 割程度）
Ｃ：　どちらかというと男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（２～５割未満）
Ｄ：　男女共同参画の視点（の配慮）を踏まえて実施できなかった。（２割未満）

３　評価事項

（１）男女共同参画の視点による評価

男女共同参画推進条例の規定に基づき、男女共同参画を推進するための立場や観点

男女の人権の尊重（第３条第１号）

男女の個人としての尊厳が重んじられること、男女が性別による差別的取扱いを受けないこと。男女が個人として能力を発揮する機会が確保されることその他の男女の人権が尊重されたか。

社会における制度又は慣行による影響への配慮（第３条第２号）

社会における制度又は慣行が、性別による固定的な役割分担等を反映して、男女の社会における活動の自由な選択に対して、影響を及ぼすことのないよう配慮されたか。

政策等の立案及び決定への共同参画（第３条第３号）

男女が、社会の対等な構成員として、社会のあらゆる分野で方針の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されたか。

家庭生活における活動と他の活動の両立（第３条第４号）

家族を構成する男女が、相互の協力と社会の支援の下に、子育て、家族の介護その他の家庭生活における活動について家族の一員としての役割を円滑に果たし、かつ、当該活動以外の活動を行うことができるように配慮されたか。

男女の性についての理解と配慮（第３条第５号）

全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、妊娠、出産、その他の性と生殖に関する事項について、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるように配慮されたか。

国際的協調（第３条第６号）

男女共同参画の推進が国際社会における取組と密接な関係を有していることを考慮して国際的協調の下に行われたか。

（２）男女共同参画の視点の浸透を図る配慮の評価

男女共同参画推進条例及び男女共同参画基本計画の情報提供を行ったか等

４　評価結果

体系表の具体的施策（全 28 件）

Ａ・・・18 件（64.3%）
Ｂ・・・８件（28.6%）
Ｃ・・・２件（7.1%）
Ｄ・・・０件（０%）

５　男女共同参画基本計画数値目標の進捗状況

設定項目		計画策定時（H29）	現状値（Ｒ１）	目標値（R11）	
				数値	年度
1	市の審議会等委員の女性委員の登用率	28.5%	27.3%	35.0%	2028
2	ワーク・ライフ・バランスが実現できていると感じている人の割合	男性 39.8% 女性 43.7%	Ｒ４意識調査で検証	男女ともに 50%	2028
3	市の男性職員の育児休業の取得率	0.0%	8.3%	５%	2019

4	市の男性職員の妻の出産に係る特別休暇の取得率（取得者数の割合）	81.0%	87.5%	100%	2019
5	男女共同参画地域推進員の数	２人	３人	４人	2028
6	ＤＶを受けたことがある人が、どこ（だれ）にも 相談しなかった割合	48.4%	Ｒ４意識調査で検証	40%	2028
7	「鹿屋市配偶者暴力相談支援センター」を知っている人の割合	34.4%	Ｒ４意識調査で検証	45%	2028
8	「男女共同参画社会」という用語を知っている人の割合	70.1%	Ｒ４意識調査で検証	100%	2028
9	「男は仕事、女は家庭」という固定的性別役割分担に「反対」と思う人の割合	47.2%	Ｒ４意識調査で検証	55%	2028

具体的施策評価

重点目標　　Ⅰあらゆる分野における男女共同参画・女性活躍の推進

施策の方向　１あらゆる場における男女の参画促進

具体的施策	家庭生活における男女共同参画の推進
施策の内容	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、家事・育児等家庭生活への男性参加の促進や休暇取得が推進されるよう広報・啓発に取り組みます。
実施事業	1 情報誌等を活用した啓発（市民課）
	2 講演会・研修会等の開催による啓発（市民課）
評価	A
実績	「Kanoya男女共同参画News」の発行や小学校高学年向けリーフレットの作成、研修会・講演会等を開催し、家庭生活における男女共同参画について広報啓発を行った。
成果及び課題	講演会は、社会福祉協議会との共催で実施し、日ごろ参加の少ない中高年の男性も多数見受けられた。
今後の取組予定	男女ともに家庭責任を担う主体となるよう、研修会や講演会等で多くの市民の参加が得られるために講師の選定や他団体との共催等実施の工夫を行う。

具体的施策	地域における男女共同参画の推進
施策の内容	すべての地域住民が男女共同参画の視点を持って様々な形で地域活動に参画できる機会や環境づくりに取り組みます。
実施事業	3 町内会への加入促進（地域活力推進課）
	4 出前講座やお届けセミナー等による男女共同参画に関する啓発（市民課）
評価	A
実績	海上自衛隊や大隅地域振興局等へ町内会加入促進の協力依頼や関係機関との意見交換等を行った。また、地域の団体の求めに応じ、男女共同参画に関する出前講座を行った。
成果及び課題	地域活動の主体である町内会加入者の減少が課題である。
今後の取組予定	町内会加入促進のために町内会長との面談や地域住民とのワークショップを行う。出前講座やお届けセミナー等で男女共同参画の視点について啓発を行っていく。

具体的施策	市民団体等による様々な活動における男女共同参画の推進
施策の内容	市民団体等との連携・協働を図り、男女共同参画を推進する人材を育成し、その基盤づくりに努めます。
実施事業	5 地域における様々な社会貢献活動を行うＮＰＯ法人の設立、相談等の支援（地域活力推進課）
	6 「共生・協働によるまちづくり」を推進するための市民活動支援事業による補助の実施（地域活力推進課）
評価	B
実績	NPO法人設立を希望する団体へ、各種届出事務の支援を行った。 市民活動の活性化を目指し、市民活動団体が実施する事業へ補助を行った。

成果及び課題	市民活動団体への補助対象経費が少なく、事業の趣旨に沿った成果が出ていないケースがある。
今後の取組予定	市民活動団体への補助の事業について、今後見直しを行う予定である。

施策の方向　２政策・方針決定過程への女性の参画拡大

具体的施策	市の政策・方針決定過程への女性の参画の推進
施策の内容	市の施策に、より多くの女性の意見や視点が反映されるよう各種審議会等への女性委員のさらなる登用を推進します。
実施事業	7 各種審議会等への女性委員の登用推進（各課）
	8 女性人材リストの登録及び活用推進（市民課）
	9 市役所職員の女性管理職の育成・登用（総務課）
評価	B
実績	審議会委員改選時に、一部公募委員の募集を行い女性委員の登用に努めた。 市職員や市民へ女性人材リスト登録の呼びかけを行った。 市役所職員に女性管理職を登用した。
成果及び課題	審議会等における女性委員の登用を図るために、人材の発掘が必要である。
今後の取組予定	市の政策･方針決定過程へ女性の参画を推進するため、審議会委員の女性委員の登用や市役所職員の性別に関わらない配置に努める。

具体的施策	雇用の分野等あらゆる分野における政策・方針決定過程への女性の参画の促進
施策の内容	あらゆる分野において多様な考え方や意見を反映させるため、研修会の開催や情報誌等を活用した啓発を行う等女性の参画・登用拡大に向けた取組を推進します。
実施事業	10 情報誌等を活用した啓発や研修会等の開催(市民課)
評価	A
実績	「Kanoya男女共同参画news」の発行や企業等研修会を実施した。
成果及び課題	研修会に参加した人たちの感想は好評であるが、参加者を集めるのに苦慮している状況である。
今後の取組予定	引き続き、情報誌等を発行し女性の参画･登用拡大に向けた啓発を行う。

具体的施策	女性の人材育成とキャリア形成支援
施策の内容	あらゆる分野へ参画し、その個性と能力を発揮できる女性の人材を充実させるため、女性の育成とキャリアアップに向けた支援に取り組みます。
実施事業	11 男女共同参画に関する講座、研修会の広報及び参加促進（市民課）
	12 市女性職員の研修参加促進（総務課）
評価	B

実績	女性向けキャリアアップセミナー（おおすみ女子会）を実施する予定だったが、コロナ感染防止のため中止した。 自治大学校に市女性職員のキャリアアップのため1名派遣した。
成果及び課題	自治大学校の研修は20日間ほどあり、子育て世代の女性職員の派遣がなかなか難しい状況である。
今後の取組予定	今後、女性の人材育成を図るため市独自の職員研修を実施していく。市職員の研修の際、外部の講師へ事前に本市の特定事業主行動計画の内容と実態の情報提供を行えていなかった。

施策の方向　3　男女ともに仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進

具体的施策	男女ともに希望する仕事と生活の調和が図れる環境整備の促進
施策の内容	ワーク・ライフ・バランスの推進が個人の生活の充実や企業の活性化につながることを踏まえ、長時間勤務等を背景とした男性中心型労働慣行及び固定的性別役割分担意識の見直しの必要性について理解が図られるよう、事業所のトップや市民へ働きかけます。
実施事業	13 パンフレット等による広報啓発（商工振興課）
	14 勤労者サービスセンターへの補助（商工振興課）
	15 男女共同参画に係る企業向け研修（ワーク・ライフ・バランスセミナー）の実施（市民課）
評価	A
実績	関係機関(県や労働局等)から送付されたリーフレットやチラシを配布し、働き方改革や休業制度等の広報啓発に努めた。勤労者サービスセンターへの補助を行った。
成果及び課題	勤労者サービスセンターの会員数は、男性1,251人女性1,247人にも上った。
今後の取組予定	勤労者サービスセンターでは、会員向けに引き続き福利厚生サービスをを提供していく。また、研修会の開催やチラシの設置を通して働き方改革等の必要性について広報啓発に努める。

具体的施策	多様な就業形態に対応する就業環境等の取組支援
施策の内容	正規雇用・非正規雇用など多様な就業形態の労働者に対して公正な処遇が推進されるよう各種制度や取組事例等の情報提供に努めます。
実施事業	16 働く場における男女雇用機会均等の広報啓発（商工振興課）
	17 市職員への育児・介護休暇等の周知を図るなど取得しやすい環境の整備（総務課・教育総務課）
評価	B
実績	関係機関(県や労働局等)から送付されたリーフレットやチラシを配布し、働き方改革や休業制度等の広報啓発に努めた。 市の職員で、育児休業を取得した職員は20人、介護休暇を取得した職員は4人であった。他に部分育児休業を取得したり育児短時間勤務の承認を受けた職員もいた。
成果及び課題	育児休業制度において、男性職員1名が取得したが、依然として取得はほぼ女性であるため、全職員に対して制度の周知を図る必要がある。
今後の取組予定	市民や市職員対して各種休暇制度や就業環境の取組支援について、情報の広報や啓発に努める。

具体的施策	多様なライフスタイルに対応する子育てや介護の支援
施策の内容	子育て世代の多様なライフスタイルに対応できる保育サービスや子育て支援策の充実等を図り、仕事と子育ての両立のための環境の整備をより一層進めます。 併せて、介護の必要な家庭の多様なニーズに対応するため、介護サービスの充実や介護保険制度の広報啓発等に努めます。
実施事業	18 休日保育事業の実施（子育て支援課）
	19 病児保育の実施（子育て支援課）
	20 延長保育の実施（子育て支援課）
	21 一時預かりの実施（子育て支援課）
	22 放課後児童健全育成事業の実施（子育て支援課）
	23 子育てに関する情報の提供（子育て便利帳の作成・配付）（子育て支援課）
	24 地域子育て支援拠点事業の実施（子育て支援課）
	25 ファミリー・サポート・センター事業の実施（子育て支援課）
	26 地域組織活動育成事業（母親クラブ）の実施（子育て支援課）
	27 介護サービスの充実（高齢福祉課）
	28 地域包括支援センターの機能強化（高齢福祉課）
	29 市職員へ育児休暇制度や介護休暇制度等の周知・取得促進及び定時退庁の促進と時間外勤務の縮減（総務課）
評価	A
実績	子育て支援のために、休日保育事業（登録者数232人）、病児保育（利用者数802人）、延長保育（利用者数1,328人）、一時預かり（利用者数89,924人）、放課後児童健全育成事業（利用者数260,895人）、子育て便利帳の作成（2,500部）、地域子育て支援拠点事業（つどいの広場利用者数26,777人）等を行った。 地域包括支援センターの相談者数は、3,730人で高齢者等の相談に対応した。 市役所での時間外勤務の縮減を図るため、水曜日以外の定時退庁日を各所属ごとに設けさせた。
成果及び課題	ライフスタイルの多様化により、休日保育や延長保育等保護者のニーズも変わってきているが可能な範囲で対応した。市内に2つある母親クラブでは、活動を通して保護者同士のネットワークづくり等に寄与した。 介護に関する調査で①在宅での介護者の65%が女性②30～50代の介護者は28.7%、③過去1年間に介護離職11.3%という結果が出た。
今後の取組予定	つどいの広場や子育て支援センター等の利用者のほとんどは乳幼児を連れた母親であったため、今後は父親も多数利用してもらうようにイベントの開催や施設の広報・啓発等に努める。 高齢者が安心して過ごすことができるよう、引き続き相談体制の確保と介護サービスの提供に努めるとともに介護者への支援も行っていく。

施策の方向　4　職業生活における女性の活躍を促進する取組への支援

具体的施策	企業等における男性中心型労働慣行の見直し
施策の内容	働いている又は働こうとする女性が個人としての能力を発揮できるよう、男女の均等な機会と待遇の確保、固定的性別役割分担意識に基づく雇用慣行の見直し、ハラスメント防止対策及びメンタルヘルスの確保に向けて、あらゆる機会に関係法令や制度に関する情報提供や啓発に取り組みます。
実施事業	30 関係法令・制度の周知
	31 市役所事業主行動計画の取組の推進、ハラスメント防止に向けた広報・啓発
	32 市役所におけるセクシュアル・ハラスメント防止に関する広報・啓発
	33 セクシュアル・ハラスメント防止に向けた広報・啓発
評価	B
実績	事業所向けセミナーの開催や関係機関からのリーフレットやチラシの掲示等により広報啓発に努めた。 鹿屋市役所における女性職員の活躍推進に関する特定事業主行動計画を策定した。
成果及び課題	事業所向けセミナーを開催するものの参加者が少ない。 市役所男性職員の育児休業取得が少ない。
今後の取組予定	引き続き、雇用における関係法令や制度について広報啓発に努める。 市役所内ハラスメント相談員の研修を実施する。

具体的施策	農林水産業・商工自営業における固定的性別役割分担意識に基づく就業慣行の見直し
施策の内容	農林水産業や商工自営業において、男女ともに働きやすい就業環境の見直しを図り、ワーク・ライフ・バランスが促進されるよう各種制度の周知やセミナー等に取り組みます。
実施事業	34 家族経営協定締結の推進（農林水産課）
	35 酪農・和牛ヘルパー運営の支援（畜産課）
	36 国・県等が実施する事業の情報提供（商工振興課）
評価	B
実績	農業や畜産業におけるワーク･ライフ･バランスを促進するために5経営体の家族経営協定、酪農和牛ヘルパー運営の支援を行った。ハローワークや県等の関係機関から広報依頼のあった講座等について市のホームページや広報かのやに情報を掲載した。
成果及び課題	農業や畜産業に携わる女性に対して、生活のゆとりを生み出すことに寄与することができた。男女共同参画推進室と連携を図り、農林水産業における課題について情報共有を図る必要がある。
今後の取組予定	引き続き各種制度について周知を図り、ワーク･ライフ･バランスが促進されるよう努める。

具体的施策	女性の就業・起業等多様な働き方への支援
施策の内容	女性の就業機会の拡大に向けた起業等、能力を発揮しながら希望する働き方ができるよう情報提供や相談活動などの支援及び広報・啓発に取り組みます。
実施事業	37 起業・創業等のための相談支援(産業振興課)
	38 就農相談会の開催（農林水産課）
	39 合同就職説明会の実施（商工振興課）

評価	A
実績	合同就職説明会の実施（年2回、来場者307人）や起業・創業、就農に係る相談支援を行った。
成果及び課題	合同就職説明会は多数の参加者に地元企業のPRを行い、新規雇用の創出につながった。女性の起業・創業相談は、専門性の高い事業（アロマセラピー、助産師等）も多く、その事業の現状、将来性等を把握して相談対応にあたった。
今後の取組予定	引き続き、女性の就業機会の拡大に向けて、就農や起業・創業等相談者の実情に合わせた対応に努める。

重点目標　　Ⅱ男女の人権が尊重され安心して暮らせる社会づくり

施策の方向　１性別に起因するあらゆる形態の暴力の根絶

具体的施策	暴力の防止と根絶に向けた教育・啓発の推進
施策の内容	性別に起因する暴力は、重大な人権侵害であり、決して許されないものであるという認識を広く浸透させるための教育、啓発に取り組みます。
実施事業	40 「女性に対する暴力をなくす運動」期間等における啓発（市民課）
	41 リーフレットや「男女共同参画ＮＥＷＳ」を活用した広報、啓発（市民課）
	42 人権啓発ポスター・標語の募集、作成、発行及び作品展の開催（生涯学習課）
	43 人権問題講演会の開催（生涯学習課）
	44 「鹿屋市スクール・セクシュアルハラスメント防止に関する指針」の職員への周知（学校教育課）
	45 学校における校内研修の実施（学校教育課）
評価	Ａ
実績	女性に対する暴力をなくす運動期間（11/12～25）に、市役所や各総合支所等にパープルリボンツリーを設置した。教職員に対しては、スクール・セクシュアルハラスメントや人権問題に関する研修会を実施した。人権問題講演会では、児童虐待を取り上げた内容で実施した。
成果及び課題	小中学生による人権啓発ポスター・標語の募集では、児童生徒の人権意識の向上につながった。教職員の人権に関する研修を行うことで、さらに一人ひとりの人権感覚を磨くことができた。
今後の取組予定	性別に起因する暴力が、決して許されない暴力であることを理解してもらうため、今後も講演会や研修会等で啓発に取り組む。

具体的施策	若年層からの予防啓発の推進
施策の内容	児童・生徒等若年層から「個人の尊厳を傷つける暴力は許されない」という意識の浸透を図り、男女の人権が尊重される対等な人間関係を学ぶ暴力の未然防止に向けた研修、啓発を行います。
実施事業	46 中学校、高等学校での人権・デートＤＶ防止研修の実施（市民課）
	47 学校における人権教育・男女平等教育の推進(学校教育課)
	48 エイズ予防教室、性教育・いのちの授業の実施（健康増進課）
評価	Ａ
実績	男女一人ひとりの人権尊重について若年層から学ぶ「人権・デートDV防止研修会」を中高合わせて10校で実施した。生と性について学ぶため、小中高校で性教育といのちの授業を実施した。
成果及び課題	「人権・デートDV防止研修会」「性教育」「いのちの授業」いずれも学校に希望をとって実施するため、取り組む学校とそうでない学校との温度差がある。
今後の取組予定	男女の人権が尊重されるよう、引き続き若年層からの啓発に取り組む。

具体的施策	被害者が安心して相談できる体制づくり
施策の内容	被害者への適切・迅速な相談対応ができるよう相談員等の人材を養成するとともに、暴力が個人的な問題としてとらえられ潜在化する傾向を踏まえ、相談窓口の一層の周知を図る等被害者の早期発見に向けた体制づくりに取り組みます。
実施事業	49 民生委員・児童委員、人権擁護委員等における理解の促進（福祉政策課、市民課）
	50 ＤＶ対策庁内連絡会議等による庁内の連携（市民課）
	51 相談窓口情報カードの配布等による配偶者暴力相談支援センターの周知（市民課）
	52 市職員のセクシュアル・ハラスメントの防止に関する庁内相談体制の充実（総務課）
	53 外国人・障がい者への対応が可能な相談機関等の情報提供（地域活力推進課・福祉政策課）
	54 配偶者暴力相談支援センターでの相談（子育て支援課）
	55 婦人相談員、児童家庭相談員の相互の連携による早期発見、対応(子育て支援課)
	56 スクールソーシャルワーカー・スクールカウンセラー・マイフレンド相談員などとの連携によるＤＶ被害者の早期発見(学校教育課)
評価	Ａ
実績	**近年増加傾向にある外国人に対して「外国人のための生活便利帳」を発行し、相談窓口等も掲載した。配偶者暴力相談支援支援センターでの相談件数は305件（前年比39件増）であった。**
成果及び課題	**在留外国人の増加に伴い、市役所内の外国人相談窓口の設置について検討する必要がある。**
今後の取組予定	**被害者が安心して相談できるよう、引き続き相談体制を関係機関と連携しながら充実させる。**

具体的施策	被害者の安全確保と自立の支援
施策の内容	個人情報の管理の徹底等、被害者の安全が確保できるよう体制を整えるとともに、関係機関との連携により、経済的基礎、住居の確保等、自立に向けた支援を行います。
実施事業	57 ＤＶ被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置（市民課）
	58 民生委員・児童委員、人権擁護委員等による早期発見・対応（福祉政策課・市民課）
	59 婦人保護施設や母子生活支援施設、障害者福祉施設及び高齢者福祉施設等と連携した被害者の保護（子育て支援課・福祉政策課・高齢福祉課）
	60 福祉サービスの提供者による早期発見（福祉政策課）
	61 外国人、障がい者、高齢者の孤立防止と暴力の未然防止・早期発見のための支援体制づくり（地域活力推進課・福祉政策課・高齢福祉課）
	62 生活保護等の支援制度の活用（福祉政策課）
	63 自立困難な被害者への対応（福祉政策課）

	64 医療保険の加入脱会手続きにおける支援措置（健康保険課）
	65 DV被害者等の一時避難への支援（子育て支援課）
	66 母子生活支援施設入所事業によるDV被害者への日常生活の支援(子育て支援課)
	67 DV被害者に対する支援措置として、当該被害者への日常生活の支援（建築住宅課）
	68 現住所地に住民登録をしていないDV被害者の子どもへの支援（学校・保育園等の転校、入園、健康診断や予防接種の支援）（子育て支援課・学校教育課・健康増進課）
評価	A
実績	**DV被害者に対する支援措置として、住民基本台帳の交付等を制限する措置（R1年度123件）や生活基盤のない母子に対し日常生活の場の提供を行った。 人権擁護委員による人権相談所の開設や民生委員による地域住民の生活状態の把握、相談や助言を行った。 令和元年7月に高齢者虐待等防止ネットワーク推進協議会を開催し、虐待の早期発見の連携について協議した。障害者への虐待通報窓口として福祉政策課のほか肝属地区障がい者基幹相談支援センターでも対応した。**
成果及び課題	**各関係機関との連携を図ることによって、DV被害者等の安全確保に努めることができた。**
今後の取組予定	**引き続き、関係機関と連携し迅速な対応で、DV被害者の安全確保と自立に向けた支援に努める。**

施策の方向　2　生涯を通じた男女の健康への支援

具体的施策	生涯を通じた心身の健康支援
施策の内容	全ての人が生涯を通じて、心身の健康を享受できる機会が確保できるよう、男女の性差に配慮した相談対応や検診受診率の向上・健康教育等に取り組みます。
実施事業	69 心の健康相談、また児童生徒を対象に「いのちの授業」を実施（自殺対策強化事業）（健康増進課）
	70 健康の保持増進のために健康増進、健康教育の実施（健康増進事業）（健康増進課）
	71 疾病の早期発見、早期治療を図るため各種検診を実施(健康診査・がん検査事業）（健康増進課）
	72 検診結果にもとづき、特定保健指導を実施(特定保健指導事業）(健康増進課)
	73 産後ママのための骨盤エクササイズ教室の実施(健康増進事業）（健康増進課）
	74 県民健康プラザ健康増進センターとの連携による健康づくり運動支援（鹿屋ヘルスアッププラン21推進事業）（健康増進課）
	75 高齢者の健康、介護予防に対する意識啓発の実施(高齢福祉課)
	76 みんなで楽しむスポーツライフ推進事業の実施（市民スポーツ課）
	77 総合型地域スポーツクラブ活動事業の実施(市民スポーツ課)
評価	A

実績	心の病気や精神的な悩みを相談する「こころの健康相談」(49件)、「思春期相談」(9件)や「かのやん体操」(110回)「ウォーキング教室」(160人)等の健康教育を実施した。また、各種健康診査の結果に基づき保健師等の専門家による特定保健指導を行った。(3,131人) 市民の心身の健全な発達と生涯スポーツの振興を図るため、ローズヒル駅伝大会やくしら桜まつりジョギング大会を実施した。
成果及び課題	女性がんは、比較的若年層で発症する割合が高いため、保育園をとおして検診啓発チラシを配布した。健康診査で女性が育児や介護等の負担が大きく、健康状態に影響している人が見受けられた。産後ママの骨盤エクササイズ教室では、託児を設け母親が自分の体に向き合う時間ができた。
今後の取組予定	介護予防教室への参加が男性は少ないため、参加者が得られるよう工夫する。 引き続き、各種スポーツイベントを開催し、市民が気軽にスポーツを楽しみながら心身の健康を享受できるよう努める。

具体的施策	性を理解・尊重するための教育・学習の推進
施策の内容	全ての人がそれぞれの性に関する身体的特徴についての理解を深め、自らの意志が尊重された上で、生涯にわたり健康な生活を営むことができるよう教育・学習に取り組みます。
実施事業	78 エイズ予防のための講演会、学習会の実施（エイズ予防事業）（健康増進課）
	79 発達段階に応じた保健学習の充実
評価	A
実績	小中高校でのエイズ予防事業をとおして、エイズや性感染症予防の関心を高め、エイズに対する偏見や差別のない地域づくりに努めた。（受講者3，117人）
成果及び課題	エイズ予防事業は学校の希望をとるため、申込のなかった学校への働きかけが必要である。
今後の取組予定	引き続き性を理解し、生涯にわたり健康な生活が送ることができるよう教育・学習に取り組む。

具体的施策	安心して子どもを生み育てる環境づくりの推進
施策の内容	妊娠・出産から産後、育児期にわたり、それぞれの段階に応じた健康管理への支援を充実させ、安心して子どもを生み育てるための環境を整えます。
実施事業	80 子育て世代支援センターの設置による切れ目のない支援の実施（健康増進課）
	81 （母子手帳発行、妊婦検診、妊婦訪問、パパママ教室、母子相談）（健康増進課）
	82 （産婦・新生児訪問、産後ケア、こんにちは赤ちゃん訪問、育児教室）（健康増進課）
	83 （各種予防接種、乳幼児健康診査、歯科保健事業）（健康増進課）
	84 助成事業の実施（不妊治療費助成事業、未熟児訪問養育医療給付事業）（健康増進課）
	85 認可外保育所に入所している児童へ健康診断費の女性〔認可外すこやか検診事業〕（子育て支援課）
評価	A

実績	妊娠期から子育て期にわたり母子手帳交付（981件）、パパママ教室（全11回）、新生児訪問（390件）、乳幼児健診等切れ目のない支援を行った。
成果及び課題	妊娠を希望する女性と同居者に風しん予防接種助成を開始したことで、先天性風しん症候群の予防につながった。不妊治療や未熟児養育医療の一部助成を行い経済的負担の軽減を図った。
今後の取組予定	今後も継続して、安心して子どもを生み育てられる環境づくりに努める。

施策の方向　3　生活上の困難を抱えやすい人々が安心して暮らせる環境の整備

具体的施策	生活上の困難に直面する女性等への支援
施策の内容	生活困窮状態や社会的孤立の状態にある女性等が、安心して暮らし、自立した生活ができるよう支援を行います。
実施事業	86 国民年金の加入脱会手続きにおける支援措置（市民課）
	87 かわいい孫への贈り物事業（子育て支援課）
	88 児童扶養手当支給事業（子育て支援課）
	89 ひとり親家庭医療費助成事業（子育て支援課）
	90 母子寡婦福祉資金貸付制度の相談、受付や母子自立支援員による指導等（子育て支援課）
	91 自立支援教育訓練給付金事業（子育て支援課）
	92 高等職業訓練促進給付金事業（子育て支援課）
評価	A
実績	ひとり親世帯の経済的負担を軽減するため、医療費の助成（34,599件）や児童扶養手当の支給（1,365人）、職業訓練のための受講料一部負担等を行った。
成果及び課題	子育て世帯へおむつ代を助成する「かわいい孫への贈り物事業」は、受給対象者の交付率100%であった。
今後の取組予定	ひとり親家庭等生活上困窮状態にある家庭に対し、今後も生活の安定と自立促進に寄与するため継続して事業を行う。

具体的施策	高齢者、障がい者が安心して暮らすための支援
施策の内容	高齢者や障がいのある人が、安心して暮らし、意欲や適正に応じた社会参画・自立した生活ができるよう性差に配慮した支援を行います。
実施事業	93 身体障害、知的障害、精神保健福祉に関し、相談員による相談支援〔相談支援事業〕（福祉政策課）
	94 ボランティア奉仕員養成講座（手話奉仕員養成・点訳、音声訳（テープ録音）奉仕員養
	95 意思疎通支援事業（各奉仕員の派遣事業）の実施（福祉政策課）
	96 在宅福祉アドバイザー整備事業等による地域の見守り体制構築（高齢福祉課）
	97 介護保険制度の広報啓発〔再掲〕（高齢福祉課）
	98 在宅改善事業の推進（建築住宅課）
評価	A

実績	介護保険制度の広報啓のために、市広報はもちろん介護保険パンフレットの作成や出前講座（21回）等を実施した。高齢者、障がい者が安心して暮らせるように、在宅福祉アドバイザーの配置（242人）や手話通訳者の派遣（83回）、手話通訳奉仕員養成講習会（10人）等を開催した。 平和市営住宅の改善工事で、集会所の手すり及びスロープの設置を行い、バリアフリー化を図った。
成果及び課題	手話、点訳奉仕員等のボランティア養成講習会の参加者が減少傾向にある。在宅福祉アドバイザーの大半は女性であるため、未配置地区の解消と併せて男性のアドバイザーの活動を促進する必要がある。また、出前講座や介護予防事業への男性の参加者が少ないことから、意識をもって参加してもらえるよう工夫をする必要がある。
今後の取組予定	引き続き、手話奉仕員等のボランティアの養成を推進し、手話通訳者等の派遣登録者者の増加が図られるよう努める。 介護保険制度や介護予防の必要性については、男性への呼びかけを工夫する。

具体的施策	複合的に困難な状況に置かれている人々への対応・支援
施策の内容	高齢者・障がい者・外国人等であることに加え女性であることにより、複合的な困難を抱えている人への支援を行います。また、性的少数者であることによる偏見や差別をなくすための啓発を進めるとともに、相談対応による支援を行います。
実施事業	99 情報誌、リーフレット等による人権尊重に関する啓発（市民課）
	100 在住外国人に対する日常生活支援体制の構築（地域活力推進課）
	101 国際交流員や、鹿屋市国際交流協会を活用した外国の異文化への理解促進（地域活力推進課）
	102 各種相談支援（健康増進課、子育て支援課、福祉政策課、高齢福祉課）
評価	A
実績	小学校高学年向けに「男女共同参画って何だろう？」、外国人向けに「外国人のための生活便利帳」等を作成し配付した。支援を必要とする当事者やその家族の求めに応じて健康や虐待、高齢者等相談対応を行った。（高齢者総合相談514件、児童虐待相談99件等）
成果及び課題	必要に応じて関係機関等の相談・支援に関わるサービスにつないだ。男女共同参画Newsの中で、外国人や性的少数者関連の情報を取り上げていない。
今後の取組予定	引き続き、困難を抱えている人への支援や多文化共生社会の理解を深める機会を創出する。

施策の方向　4　防災の分野における男女共同参画の推進

具体的施策	防災・復興体制への女性の参画拡大
施策の内容	地域における多様な住民の視点を反映させるため、防災、復旧や復興に関わる政策・方針決定過程や、防災の現場への女性の参画を推進します。
実施事業	103 女性消防隊活動の促進（安全安心課）
評価	C
実績	11月に横浜市で開催された全国女性消防操法大会に出場し、47団体中35位であった。
成果及び課題	女性消防団員が、25名から30名へ増加した。地域に根差した活動を通じて、DV・虐待等の早期発見が期待される女性消防団員へ、協力要請や発見時の対応について情報提供を行っていない。

今後の取組予定	引き続き、女性消防団員の活動（高齢者宅巡回防災点検、火災予防啓発活動等）をとおして防災の現場への女性の参画を促進する。

具体的施策	男女共同参画の視点に立った地域防災の推進
施策の内容	避難所運営や災害時に備えた物資の備蓄などの場面において、地域の実情や、男女のニーズの違いに配慮する等、男女共同参画の視点に立った取組を行い、地域防災力の向上へ努めます。
実施事業	104 女性や多様な立場の人に配慮した物資備蓄及び避難所運営マニュアル整備の推進(安全安心課)
評価	C
実績	避難所運営マニュアルの整備や乳幼児用品（液体ミルクや使い捨て哺乳瓶）の備蓄等を行った。
成果及び課題	避難所における子供連れ(乳幼児）避難者へ配慮を行った。男女共同参画推進室と連携を図り、「男女共同参画の視点からの防災・復興の取組の指針」や避難所チェックシート等を活用していない。
今後の取組予定	地域防災力の向上のために、避難所要員に充てる職員の見直しと避難所運営の周知を図っていく。

重点目標　　Ⅲ男女共同参画社会の実現に向けた意識の醸成

施策の方向　１固定的性別役割分担意識に基づく慣行の改善

具体的施策	男女共同参画についての正しい理解の浸透を図るための広報・啓発の推進
施策の内容	男女共同参画についての正しい理解の浸透が図られるよう、あらゆる機会を捉えて広報・出版物等の発行に際し、固定的性別役割分担意識が助長されることがないよう配慮します。
実施事業	105 「人権週間」の周知（市民課）
	106 情報誌、リーフレット等による広報、啓発（市民課）
	107 広報誌・ホームページ等による広報啓発（政策推進課）
	108 「家庭教育ガイド」を活用した広報啓発（生涯学習課）
評価	B
実績	人権尊重について理解を深めるため、12月の「人権週間」での啓発や市役所内の広報委員会において、男女共同参画の視点での広報啓発について説明を行った。
成果及び課題	家庭教育ガイドを作成し、家庭での男女共同参画について正しい理解を浸透させることができた。情報誌に性の多様性についての正しい理解を図る観点を入れる必要がある。
今後の取組予定	引き続き、市の広報に使用するイメージ写真等が一方の性に偏らないようにしたり、人権の尊重について理解を深めていく。

具体的施策	固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行への見直し
施策の内容	あらゆる分野における固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しにつながるよう、男女共同参画に関する情報提供や学習機会の提供に取り組みます。
実施事業	109 男女共同参画の視点に配慮したイラスト等の紹介（市民課）
	110 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
評価	A
実績	男女共同参画講演会を「夫源病～もっと楽にやっていける夫婦関係って？～」という演題で開催した。市職員研修では、自己尊重感を高める内容で実施した。
成果及び課題	講演会は市社会福祉協議会と共催で行い、男性の参加者も多く講演の内容も終始和やかで笑いに包まれ、夫婦間での固定的性別役割分担意識について理解が深められた。
今後の取組予定	固定的性別役割分担意識に基づく制度や慣行の見直しが図られるよう、引き続き研修会や講演会を開催し市民へ意識を浸透させる。

施策の方向　2　男女共同参画に関する教育・学習の推進

具体的施策	学校における教育・学習の推進
施策の内容	子どもたちの男女共同参画意識に影響を及ぼす教職員等学校関係者が、男女共同参画について正しく理解するための情報学習機会を提供します。
実施事業	111 研究授業を通して各学校での校内研修（道徳教育）の充実（学校教育課）
	112 管理職研修・男女平等参画等に関する研修会への参加促進（学校教育課）
評価	A
実績	**「鹿屋市道徳教育週間」を毎月設けたり市研究協力校（第一鹿屋中）における道徳科に関する研究公開を実地した。**
成果及び課題	**男女共同参画を正しく理解するための研修等を積極的に実施していない学校がある。**
今後の取組予定	**引き続き、男女共同参画に対する学校関係者の理解を深めるため、校内での研修や管理職研修会等を実施する。**

具体的施策	家庭・職場・地域における理解の促進
施策の内容	あらゆる教育・学習の機会を捉えて家庭・職場・地域において男女共同参画に関する正しい理解の浸透が図られるよう広報・啓発に努めます。
実施事業	113 家庭教育学級の実施（生涯学習課）
	114 「子育て講座」の実施（生涯学習課）
	115 「家庭教育講演会」の開催（生涯学習課）
	116 男女共同参画に係る市職員研修や、市民向け講演会等の開催（市民課）
	117 生涯学習まちづくり出前講座の受講推進とメニューの充実（生涯学習課）
評価	B
実績	**家庭教育学級を42学級、全小中学校で子育て講座、家庭教育講演会、出前講座等を実施した。**
成果及び課題	**講演会や研修等を通して、家庭における男女共同参画に関する学習の機会は提供できたが、地域における学習機会が乏しい。**
今後の取組予定	**引き続き、家庭・職場・地域における男女共同参画の正しい理解が図られるよう広報・啓発に努める。**